

公益社団法人日本カーリング協会 競技者規程

（目的）

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）は、公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章に準拠し、カーリング競技の健全な普及・発展を図り、円滑な競技活動を推進する目的をもって、ここに本協会に競技者登録する会員（以下「競技者」という）に対する競技者規定（以下「本規定」という）を制定する。

（競技者の定義）

第2条 本規定の競技者とは、カーリングを愛好し本協会へ競技者登録した者をいう。

（競技者の出場できる競技会の範囲）

第3条 競技者は、本協会の加盟団体を経由して、本協会に競技者登録することにより、本協会加盟団体、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という）、世界カーリング連盟（以下「WCF」という）が主催または公認した競技会に出場できる。

（競技者の心得）

第4条 競技者は、カーリング精神に則りルールとマナーを尊び、カーリングの発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

2、競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重しなければならない。

3、競技者は、ドーピング防止に関する規程を遵守しなければならない。

（競技者の禁止事項）

第5条 競技者は、次に掲げる行為等をしてはならない。

（1）本協会及びWCFが出場を認めていない競技会に参加すること。

（2）競技に際して、ドーピング又は暴力行為などにより、カーリング精神に明らかに違反すること。

（3）その他、競技者としてカーリングの品位を著しく汚す行為を行うか、本協会及び本協会加盟団体の名誉を著しく傷つけること。

（4）反社会的勢力や団体と関係を有すること。

（違反者への処分）

第6条 競技者が、前条の規定に違反した場合、本協会理事会は、本協会が定める処分規程に従って違反者に対する処分を決定する。

2、処分への不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（付則）

（1）本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2)平成 22 年 7 月 日制定、同日施行

(3)平成 28 年 6 月 18 日改定、同日施行

(4)令和 2 年 4 月 18 日改定、同日施行

(5)令和 3 年 1 月 7 日改定、同日施行